

説 明 書

1 業務の概要

(1) 委託業務名 産業団地におけるニーズ・適地調査業務委託

(2) 委託箇所 埼玉県内

(3) 業務目的

産業団地には物流関係施設が多く立地されるが、2024年4月からドライバーの時間外労働の上限規制が適用されたことにより、輸送能力が不足し、従来よりモノが円滑に運べなくなる可能性が懸念されている。このため、立地企業並びに物流事業者は輸送の効率化を一層図ることが想定されることから、より産業団地の適地選定を行っていくものと考えられる。

県企業局としては、上記の状況を踏まえた上でも立地企業並びに物流事業者に選ばれる適地を探る必要があるため、配送物流拠点ニーズの調査等を目的とするもの。

(4) 委託業務内容

別添「特記仕様書」のとおり

(5) 履行期限 令和 7 年 1 2 月 2 6 日

(6) 委託上限額 金 22, 154, 000 円

(7) 業務実施上の条件

別添「特記仕様書」のとおり

(8) 成果品

別添「特記仕様書」のとおり

2 資格要件

(1) 令和 7・8 年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者名簿（設計・調査・測量編）又は令和 7・8 年度埼玉県物品等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、次のとおり登録されている者であること。

ただし、競争入札参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公告日以前である者に限る。

申請業務〔業務分類（大）〕「建設コンサルタント」

又は

業種「催物、映画、広告、その他の業務」

大分類「その他の業務」

小分類「集計・調査、企画研究、計画策定業務」

- (2) 配置予定技術者（技術管理者）が次のいずれかの資格を保有していること。
- ① 技術士（建設部門又は経営工学部門）
 - ② R C C M（技術士と同じ部門）
- (3) 配置予定技術者（技術管理者）が過去 10 年度間公告日までに以下の実績を有すること。
- 国内において物流に関する調査又は計画業務を履行した実績を有する
（内容が分かる資料を様式 1 号の 3 を用いて提出すること）
- (4) 公告日以後に「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止の措置を受けている期間がないこと。
- (5) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ① 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項に該当する者
 - ② 埼玉県公営企業財務規程（昭和 3 9 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。）第 1 2 0 条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (6) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (7) 参加できる者の形態は単体企業とする。
- (8) その他
- ① 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生計画、又は民事再生法に基づく再生計画の認可を受けている者はこの限りではない。
 - ② 公告日以降に埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
 - ③ 最低制限価格相当額
設定する。（技術的最適案提出者決定基準及び低見積価格調査制度実施基準のとおり）
 - ④ 契約保証金
 - ア 落札者は契約金額の 100 分の 1 以上（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。
 - イ 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債権金額（c にあつては、保証金額）と同額とする。
 - a 利付国債
 - b 埼玉県債
 - c 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条の金融機関をいう。）の保証
 - ウ 次のいずれかに該当する者は、契約保証金の納付を免除する。
 - a 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者
 - b 保険会社、銀行、農林中央金庫その他埼玉県公営企業管理者が指定する金融機関と埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者
 - エ 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。

ただし、契約者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しない
ときの契約保証金は還付しない。

⑤ 埼玉県公営企業標準委託契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容
を熟知して見積に参加すること。

⑥ [電子契約を行う場合]

本業務の契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を
電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていな
いことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を予定する
（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。締
結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用
し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、
契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

3 一次選定及び二次選定基準

2の要件を満たしている者の中から、次の基準に基づいて選定する。

なお、採点方法は技術的最適案提出者決定基準に基づき実施する。

評価項目		評価事項	評価の視点	得点
技術点	1 配置予定 技術者の資 格・実績	(1)配置予定技術者（技術 管理者）の資格	技術士（建設部門）、技術士（経営工学部門） 又は RCCM（技術士要件と同じ部門）を有す ること	必須
			上記の内、技術士（建設部門「都市及び地方 計画」）、技術士（経営工学部門「生産・物 流マネジメント」）又は RCCM（都市計画及 び地方計画）を有しているか。	5
		(2)配置予定技術者（技術 管理者）の業務実績	国内において物流に関する調査又は計画業 務を履行した実績を有すること	必須
	2 技術提案 の内容	(1)業務の実施方針及び 業務工程計画等	業務実施方針の妥当性及び工程計画 ・目的、条件、内容の理解度が高く実施方針 が明確であるか。 ・特記仕様書等に記載した業務を基に、検討 を行う上で必要な業務内容を想定し、具体的 な工程計画となっているか	5
			実施体制 ・工程計画を遵守するための実施体制となっ ているか。（従事者の役割分担、従事者数、 本業務に関連する資格や経験等の確認）	5
		(2)新たな配送拠点整備	調査方法① ・都内への配送拠点整備ニーズ調査の方法が 的確であるか	1 0
			調査方法② ・埼玉県内の中小運送会社の配送拠点整備ニ ーズ調査の方法が的確であるか	1 0
			調査結果 ・調査結果を活用した検討項目と具体的な提 案に係る事項が的確であるか	1 5

		(3)高速道路インターチェンジ直結型の適地調査	調査方法 ・埼玉県内の物流施設の需要について、調査の方法が的確であるか	10
			調査結果 ・調査結果を活用した適地選定に係る検討項目と具体的な提案に係る事項が的確であるか	15
		(4) モーダルシフトのニーズ・適地調査	調査方法① ・モーダルシフトのニーズ調査の方法が的確であるか	5
			調査方法② ・モーダルシフトの適地の調査方法が的確であるか。	5
			調査結果 ・調査結果を活用した整備可能性に係る検討項目と具体的な提案に係る事項が的確であるか	15
価格点	3 参考見積	・参考見積の妥当性	・参考見積の内容が妥当か ・参考見積額が委託上限額以下であるか ・参考見積額が最低制限価格相当額以上であるか	100
			合計	200

4 技術提案を求める具体的テーマ

次の具体的テーマ(1)～(4)について、10枚以内で記入すること（様式任意）。

なお、技術提案書の提出者が、学識経験者等の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨明記すること。

(1) 業務の実施方針及び業務工程計画等

ア 業務実施方針の妥当性及び工程計画

- ・目的、条件、内容の理解度が高く実施方針が明確であるか。
- ・特記仕様書等に記載した業務を基に、検討を行う上で必要な業務内容を想定し、具体的な工程計画となっているか。
- ・作業スケジュール表をまとめて提示する。

イ 実施体制

工程計画を遵守するための実施体制となっているか。

（従事者の役割分担、従事者数、本業務に関連する資格や経験等の確認）

(2) 新たな配送拠点整備

「都内への配送拠点整備のニーズ」及び「埼玉県内の中小運送会社の配送拠点整備ニーズ」について、各々の調査方法について記載すること。

また、調査結果を活用して、配送拠点整備に係る検討項目と具体的な提案に係る事項を記載すること。

なお、開発に当たっての制約事項（例：農地法に基づく開発規制がかかるか、県条例に基づく雨水流出抑制がかかるか、補助事業が完了し補助金返還が不要な地域であるか、埋蔵文化財の包蔵地であるか等。ただし、制約事項はこれら

に限定するものではない。)に考慮した提案とすること。

(3) 高速道路インターチェンジ直結型の適地調査

埼玉県において、こういった物流施設の需要があるか、調査の内容を記載すること。

また、調査結果を活用して、具体的な産業団地整備の提案を記載すること。

なお、開発に当たっての制約事項(例：農地法に基づく開発規制がかかるか、県条例に基づく雨水流出抑制がかかるか、補助事業が完了し補助金返還が不要な地域であるか、埋蔵文化財の包蔵地であるか等。ただし、制約事項はこれらに限定するものではない。)に考慮した提案とすること。

(4) モーダルシフトのニーズ・適地調査

「埼玉県内の鉄道貨物や航空貨物を利用したニーズ」の調査方法や適地の選定方法について記載すること。

また、調査結果を活用して、新たな事業展開に資する具体的な提案を記載すること。

なお、開発に当たっての制約事項(例：農地法に基づく開発規制がかかるか、県条例に基づく雨水流出抑制がかかるか、補助事業が完了し補助金返還が不要な地域であるか、埋蔵文化財の包蔵地であるか等。ただし、制約事項はこれらに限定するものではない。)に考慮した提案とすること。

5 窓口・問い合わせ先

埼玉県企業局地域整備課 計画・造成担当 佐野、大関

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-14-21

電話 048-830-7132 (直通)

FAX 048-825-2920

E-mail a7040-02@pref.saitama.lg.jp (代表)

6 手続き

本手続きは、埼玉県のホームページにおいて必要事項を掲載する。

地域整備課ホームページの URL :

https://www.pref.saitama.lg.jp/c1303/needs_tekichi.html

(1) 説明書に対する質問の受付期間及びその回答方法

① 受付期限 令和7年5月8日(木) 15時まで

② 受付方法 E-mailにて提出すること。

なお、提出した場合は、「5 窓口・問い合わせ先」の担当者に連絡すること。

③ 回答方法 令和7年5月13日(火) 17時までに埼玉県のホームページにおいて、企業名等を伏せて掲載する。

なお、質問に対する回答のすべての内容は、すべての参加者に適用する。

また、参加者から質問がない場合でも、埼玉県のホームページを通じて発注者から参加者へお知らせを掲示することがある。

(2) プロポーザル参加意思表明書(参考様式)の提出について

① 提出期限 令和7年5月15日(木) 15時まで

- ② 提出方法 E-mail にて提出すること。

なお、提出した場合は、「5 窓口・問い合わせ先」の担当者に連絡すること。

- (3) 技術提案書（様式1号～1号の3及び具体的テーマ(1)～(4)について記述した内容）の提出について

- ① 提出期限 令和7年5月30日（金）15時まで

- ② 提出方法 E-mail にて提出すること。

なお、提出した場合は、「5 窓口・問い合わせ先」の担当者に連絡すること。

- ③ その他 当該業務に係る参考見積内訳書を併せて提出すること。

なお、添付可能なファイルの容量は合計で10MB以内である。やむを得ず10MBを超える場合は、「5 窓口・問い合わせ先」の担当者に連絡すること。

7 技術提案書提出後の予定

- (1) 一次選定の有無 有

一次選定は、技術提案書に基づく書類審査を実施する。

ただし、資格要件を満たす者が少数である場合は、一次選定を実施しない。

- (2) 一次選定結果通知及びプレゼンテーション依頼方法

- ① 技術提案書提出期限後、一次選定を行い、一次選定において選定された者にその旨の通知及びプレゼンテーションの依頼をE-mailにて通知する。

- ② 一次選定において選定されなかった者に、その旨をE-mailにて通知する。

- ③ 一次選定を実施しない場合は、その旨及びプレゼンテーションの依頼をE-mailにて通知する。

- (3) プレゼンテーション予定日（一次選定を実施しない場合）

令和7年6月4日（水）

プレゼンテーションの場所及び時間は、E-mailにて別途通知する。また、プレゼンテーションの際、技術提案書を提出した者へのヒアリングも実施する。

なお、一次選定を実施した場合、プレゼンテーション日時及び場所は、E-mailにて別途通知する。

- (4) 二次選定結果通知方法

- ① プレゼンテーション後、二次選定を行い、当該業務について技術的な最適案を特定し、その技術提案書を提出した者に、E-mailにより特定通知書を発行する。

- ② 二次選定において技術提案書を特定しなかった者に、E-mailにより非特定通知書を発行する。

- (5) プレゼンテーションでの提案説明方法

- ① 提出した技術提案書により説明する。また、プレゼンテーション当日に参考資料の配付は認めない。

- ② 説明時間は、15分以内とし、その後質疑応答の時間を設ける。

- ③ 説明は、原則として配置予定技術者（技術管理者）が行うものとする。

- ④ 事務局が事前に提出された技術資料をモニターに映すので、事務局が用意したパソコンを用い、説明すること。

- ⑤出席者は3名までとする。

8 その他

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
 - ① 言語 日本語
 - ② 通貨 日本円
- (3) 提出期限までに技術提案書が到達しなかった場合は、プレゼンテーションを実施することができない。
- (4) 技術提案書の作成及び提出に係る費用は参加者の負担とする。
- (5) 提出された技術提案書は返却しない。
- (6) 提出された技術提案書は、選定以外には、参加者に無断で使用しない。
- (7) 提出期限以降における技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。又、技術提案書に記載した配置予定技術者（技術管理者）は、原則として変更することはできない。
- (8) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、技術的に最適と考えられる者を変更することがある。
- (9) 技術提案書の内容が資格要件を満たさない場合は、プレゼンテーションを実施することができない。
- (10) 「3 一次選定及び二次選定基準」の評価項目「2 技術提案の内容」の評価点が5割（公告時は点数を記載）未満の場合、又は参考見積が委託上限額を超えた場合は選定しない。
- (11) 参加者が1者の場合であっても、選定を行う。
- (12) 発注者の指示により実施しない提案事項を除き、技術提案書にある事項はすべて履行の対象とする。また、提案事項の履行が確認できなかった場合は埼玉県との契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づき入札参加停止措置を受けることがある。